無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年十二月一日

一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八番地の二

一　墳墓等の名称　冨士霊園

一区二号一一七二番　志水家、一区六号一四〇二番　久松家、一区七号〇〇〇八番　尾坂家、二区一号〇五〇九番　倉持家、三区二号三三四一番　木村家、八区一号〇九三七番　神田家、十一区七号一五一二番　吉田家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　一区二号一一七二番　志水小二、志水繁子　一区六号一四〇二番　矢部佐和、小林誠一　一区七号〇〇〇八番　尾坂ウラ、尾坂辰治、尾坂由太郎　一区一号〇五〇九番　倉持玉之助　三区一号二三四一番　木村直重、木村チヨ、木村砂子、木村翁助　八区一号〇九三七番　神田フミ　十一区七号一五一二番　吉田博、死胎児、吉田稔、吉田勝子

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　公益財団法人富士霊園

無縁墳墓等改葬公告

当墓地の整理改葬事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十二月一日

一、墳墓等所在地　愛知県知多市日長字前田一七番、一八番、一九番

二、墳墓等の名称　前田共同墓地

三、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

四、改葬を行おうとする者　愛知県知多市日長字神之木二三番地　日長三区区長　竹内　康平

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年 12 月 1 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社オールトップ（オールトップツアー）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6337号　④株式会社オールトップ　東京都文京区大塚五丁目６番15号　代表取締役　金小東　⑤本社営業所　東京都文京区大塚５－６－15ワイビル402号　⑥平成22年７月15日　⑧平成26年10月22日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都文京区大塚五丁目６番15号　株式会社オールトップ　代表清算人　金小東

Ｂ　①宝誠商事株式会社　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2698号　④宝誠商事株式会社　大阪市中央区南船場一丁目16番10号　代表取締役　中島敏雄　⑤本社　大阪市中央区南船場一丁目16番10号　⑥平成26年３月28日　⑧平成26年10月28日　⑩1100万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区南船場一丁目16番10号　宝誠商事株式会社　代表取締役　中島敏雄

Ｂ　①株式会社彷徨堂　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－684号　④株式会社彷徨堂　福岡県福岡市東区名島五丁目66番８号205　代表取締役　熊﨑晴之　⑤本社営業所　福岡県福岡市東区名島五丁目66番８号205　⑥平成20年３月18日　⑧平成26年10月31日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市東区名島五丁目66番８号205　株式会社彷徨堂　代表取締役　熊﨑晴之

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年 12 月 1 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社函館観光コンシェルジュセンター　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２－607号　④株式会社函館観光コンシェルジュセンター　函館市東雲町15番15号　代表取締役　遠藤浩司　⑤本社営業所　函館市東雲町15番15号　⑥平成23年７月27日　⑦平成26年11月５日　⑧220万円　⑨1100万円

以上１件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博